

技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成21年3月

鶴岡市

1 技能職員の給与等の現状について

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢（平成20年4月1日現在）

①職種ごとの人数

(単位：人)

	普通会計		公営企業 等会計	合計	うち	
	一般行政	教育部門			55歳以上	50～54歳
清掃職員	25	0		25	3	6
調理員	15	71	14	100	14	22
うち学校給食員	—	71	—	71	11	18
守衛				0		
用務員	0	58	1	59	14	8
自動車運転手	13		1	14		3
道路補修員	8			8	2	1
施設管理（ボイラー）		1	4	5		1
その他（組合専従）	1			1		
その他（清掃指導員）	9			9		3
その他（公園等管理）	6			6		2
その他（学校図書補助）		1		1		1
合計	77	131	20	228	33	47

②平均給与、平均年齢

	平均給与（円）	平均年齢（才）
清掃職員	408,462	44.7
調理員	370,510	45.5
用務員	390,202	46.8
自動車運転手	421,704	46.6
道路補修員	366,034	43.6
施設管理（ボイラー）	395,371	43.0
その他（組合専従）	—	—
その他（清掃指導員）	420,202	47.8
その他（公園等管理）	421,749	46.8
学校図書補助	—	—
技能職員 計	386,738	45.9

※ 対象者が1人の箇所は、個人が特定されるため、公表しない。

(2) (1) に対応する民間従業員のデータ

技能職員の職種に対応する民間における類似の職種について、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）の平均給与額（月額）と平均年齢は次の通りである。（数値は平成17～19年の3ヶ年平均。）

	平均給与（千円）	平均年齢（歳）	
廃棄物処理従業員	299.7	43.6	（全国平均）
調理士	215.4	39.2	（県平均）
自家用常用自動車運転者	182.2	45.7	（県平均）
用務員	225.9	53.9	（全国平均）

2 これまでの取組み内容

(1) 給料表の見直し

平成18年度に給与構造を見直し、給料水準を平均5.60%引き下げた。

(2) 特殊勤務手当の見直し

平成19年度から20年度にかけて見直しを行い、技能職員を支給対象としていた14種類の特殊勤務手当のうち10種類を廃止し、支給対象職員数の割合も93.0%から17.8%に減少した。

廃止した手当・・・ 高所作業等手当 大型特殊車両運転業務手当
調理業務手当 早出勤務手当 特殊清掃業務手当
ごみ・し尿収集業務手当 溝渠清掃業務手当
土木業務手当 電気保守点検業務手当 施設復旧業務手当

(3) 退職者不補充

平成9年度から技能職員の退職に伴う新規採用を行っておらず、平成9年度の331人から20年度には228人となり、103人減少している（合併市ベース）。

(4) 民間委託の拡大

技能職員の減少に対しては、民間委託を進めるなどして対応している。主なものでは、廃棄物収集業務の委託について、し尿については14年度から、家庭用ごみについては16年度から、粗大ごみについては17年度から民間に委託し、20年度からは全面委託化した。

3 今後の見直しに向けた基本的な考え方

(1) 給与に関すること

給与については、国や他団体の状況を参考にしながら、技能職員に適用する給料表を見直し、適正化を図ることとする。

(2) 技能職員の配置等に関すること

技能職員の退職者不補充を継続することと併せ、資質と意欲のある職員については行政職への任用替えを進めるものとする。

(3) 民間委託に関すること

現在直営で行っている業務について、委託する業務内容等を精査し、体制が整い次第順次委託するものとする。

4 具体的な取組内容

(1) 給与に関すること

技能職員に適用する給料表の水準を、国家公務員の類似職種の職員に適用される給料表と同等の水準に設定する方向で検討する。

(2) 技能職員の配置等に関すること

①退職不補充の継続

退職不補充を継続するものとする。

②行政職への任用替え

試験により、技能職員の行政職への任用替えを実施する。

(以上)